

【記 載 例】

(様式第 2 - 1 号)

(農地法第 4 条甲号)

農地法第 4 条の規定による許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神石高原町農業委員会会長 様

申請者 住所 神石郡神石高原町〇〇 1 2 0

氏名 高 原 二 郎
(名称)

次によって農地を耕作以外の目的に供したいので、農地法第 4 条第 1 項の規定により許可を申請します。

1 許可を受けようとする土地の状況等

神石郡神石高原町

土地の所在	地 番	地 目		面積(㎡)	耕作者氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他区域の別
		登記簿	現 況			
〇〇字〇〇	555	田	田	400	高原 二郎	
計 400 ㎡ (田 1 筆 400 ㎡, 畑 - 筆 - ㎡)						

2 転用目的等

用 途	住宅及び倉庫				
工 事 計 画	着工 〇〇年 9 月 1 0 日 完成 〇△年 7 月 1 0 日				
	名 称	棟数等	建築面積等(㎡)	所要面積(㎡)	備 考
土 地 造 成				5 0 0	
建 築 物 , 工作物その他	住 宅	1 棟	1 3 0		
	農業用倉庫兼車庫	1 棟	5 0		

3 転用の事由等

転用を必要とする理由	現在の住宅は、老朽化し立替えが必要となっている。近く長男が帰郷し、同居することになっているので、申請地に住宅及び農業用倉庫兼車庫を建築する。
事業又は施設の操業または利用期間	許可後 年—月—日 から 年開 永久

4 事業の資金計画

(単位：円)

必 要 経 費		資 金 調 達 計 画	
土地造成費	1,000,000	自己資金	9,000,000
建築費	20,000,000	借入金	12,000,000
その他		その他	
計	21,000,000	計	21,000,000

5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等に対する被害の防除施設の概要
別紙計画書のとおり

6 その他参考となるべき事項

(1) 関連法令の許認可手続きの状況 (必要な箇所に○をすること。)

農業振興地域の整備に関する法律	手続中	手続不要
都市計画法	申請中 未申請	申請不要
宅地造成及び特定盛土等規制法	申請中 未申請	申請不要
その他 (法律名を記入)	申請中 未申請	申請不要

(2) その他 (法令 (条例を含む。)) で義務付けられている行政庁との事前協議が必要であれば、その状況)

申請地は、市街化調整区域内にあるが、農家住宅にあたるため、都市計画法の許可は要しない。

この申請に関する照会に応答する者の連絡先の住所、氏名及び電話番号

住 所	〒☆☆☆-☆☆☆☆ 東西市東西町大字☆☆1000	氏 名	東 西 三 郎
電話番号	(△△△)△△△-△△△△	自宅 勤務先 (名称	東西住宅株式会社)

(注) 1 「自宅 勤務先」は、いずれかに○をすること。

2 照会に応答する者が法人の場合、「氏名」に担当者名を、「名称」に法人の名称を記載すること。

被害防除措置計画書

1 転用する土地から土砂の流出、崩壊等に対する被害の防除措置

(1) 土地の造成等の計画

- ☒ ア 土地の造成・整地をする（造成の場合 盛土高 約 1 m , 切土高 約 m）
☐ イ 現状のまま利用し、土地の造成・整地はしない。

(2) 土砂の流出、崩壊等に対する防除措置

- ☐ ア 特に被害を生じるおそれはないので、現状の土地（法面）のまま使用する
☒ イ 擁壁を設ける（ ☒ ブロック積 石積 その他（ ））
☐ ウ 法面保護をする（ 芝張り モルタル吹付け 植生 その他（ ））
☐ エ 土留工事をする ☐ オ 緩衝地を設ける ☐ カ 防護柵を設ける
☐ キ その他（具体的な方法）

2 周辺の農地（採草放牧地）の日照、通風等に支障を及ぼさないため措置

- ☒ ア 特に影響はないので、防除措置はしない。
☐ イ 緑地、緩衝地を設ける（幅約 m） ☐ ウ 建物の高さを加減する（高さ約 m）
☐ エ その他（具体的な方法）

3 用水計画

- ☐ ア 用水は必要としない ☐ イ 公共上水道 ☒ ウ 地下水汲み上げ
☐ エ その他（具体的な方法）

4 排水計画

(1) 雨水処理

- ☒ ア 水路へ放流 ☐ イ 貯水地 ☐ ウ 溜枳 ☐ エ 自然流下
☐ オ その他（具体的な方法）

(2) 汚水・生活雑排水処理

- ☐ ア 汚水等は発生しない ☒ イ 合併浄化槽 ☐ ウ 公共下水道・集落排水
☐ エ くみ取り ☐ オ 溜枳
☐ カ その他（具体的な方法）

- (注) 1 該当する箇所には○をするとともに、必要事項を記載すること。（複数回答可）
2 添付書類の図面には、土砂の流出・崩落等に対する措置（擁壁など）をする場所及び用水・排水の経路を明らかにしておくこと。

申請に係る土地の代替性の検討について

転用事業の候補地を検討した結果、次の土地では事業目的が達成できないため、①の土地により農地転用の許可を申請しました。

○検討の結果

検討番号	検討地 (住所等)	面積 (㎡)	地目	自己 所有	農振農用地から の除外見込み	基盤整備事業 の実施	検討 結果	事業目的が達成 できない理由
①	申請地	3,000 の内 500	田	○	○	○	○	—
②	別図	500	原野	○	○	✕	✕	接続道が生活道として不十分
③	別図	500	田	○	○	✕	✕	集落から離れているため上下水道の接続のための負担が大きい
④							✕	
⑤							✕	

※ 農地法施行規則第33条（地域の農業の振興に資する施設）各号による不許可の例外及び法第4条第6項第2号又は法第5条第2項第2号（第2種農地）の場合に、転用申請に添付するものとする。

※住宅地図等の図面を添付し、検討番号を記載すること。

※「検討地」欄は「別図」の記載でも可。

※4条転用の場合は、申請者が権利を有する土地を中心に代替性の検討をすること。

【参考】農地法施行規則第33条

第1号 都市等との地域間交流を図るために設置される施設

第2号 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

第3号 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設

第4号 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの